

6月15日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君 |
| 2 〃 | 大 森 茂彦 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻一 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明子 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 8 〃 | 栗 田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 宮 下 佑耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 細 田 美香 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 28 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
追加第 1 葛尾組合議会議員の改選について
追加第 2 特別委員の選任について
追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（臼井君） 貴重なお時間をいただき誠に申し訳ございません。今議会の初日にご報告いたしました令和 3 年度坂城町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。

具体的には、議会初日に配付いたしました繰越計算書の裏面、4 行目の合計の行、こちらの既収入特定財源の欄と国・県支出金の欄につきまして、計算誤りがありました。おわびを申し上げますとともに、本日お手元に配付させていただきました計算書に差し替えていただきますようお願いいたします。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（小宮山君） 日程第 1 「議案第 28 号」につきましては、去る 6 月 1 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第1「議案第28号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 6ページです。款2総務費、項1総務管理費、目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、節22の償還金利子及び割引料ですが、これは6月補正で新たに目を起こして、そして国庫補助金を返還するということでもあります。その理由をお聞きいたします。

それから、10ページの款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節14の工事請負費14001落石対策工事、これは当初予算が1,200万円盛られて、今回と合わせて全部で2,900万円余りになるんですが、その算出の概要ですね、それをお聞きいたしたいと思います。

それと、今回当初より補正のほうが上回っているんですが、町長招集挨拶にもありましたが、浮き石や落石シミュレーションで鉄道や国道に被害が起きかねないということでもありますけれども、その周辺の浮き石状況やシミュレーションの結果をお聞きいたします。

それから14ページですが、10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費18045神楽用備品整備補助金、これはどこの保存会にどんな備品を整備するのでしょうか。これは一般財団法人の自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に行っているものであって、助成率は100%以内とこういうようになっていますが、どのくらいの助成率でしょうか。以上、お聞きします。

総務係長（瀬下君） 私からは、6ページ、款2項1目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業のご質問にお答えいたします。

こちらの事業でございますけれども、コロナ禍におけます町民の生活、それから経済支援、こちらを目的といたしまして、昨年度令和3年度に実施いたしました事業でございます。事業の開始当初に事業の財源といたしまして、国の国庫補助金、こちらを概算分として1億1,163万1千円、こちらを受け入れたところでございます。

その後、事業を実施したところでございますけれども、令和3年度末、こちらまでに給付が完了した事業費が補助金と比べまして下回っているといったことから、この差額分を今回返還するものでございます。

理由といたしましては、年度内に執行できなかった分、こちらの国庫補助金につきましては、一旦国に返すということとなっております。この返還にあたりまして令和4年度の歳出予算、こちらに計上して返還することとされておるところから、先般、国において正式に返還金額、こちらが確定いたしましたので、今回計上いたしましたものでございます。

商工農林課長（竹内君） 初めに、落石対策工事に係る工事請負費の算出についてのご質問でございますけれども、当初計画では、しなの鉄道から落石対策の協議がありましたせり出した岩

塊、岩の塊ですが、この岩塊に対して鉄道沿いに擁壁を設置する待ち受け対策を計画し、しなの鉄道沿いに擁壁を設置する費用、それから落石した際のエネルギーを吸収するためのサンドクッションを設ける費用、その他仮設道路等に係る費用を合わせた1,200万円を計上しておりましたが、詳細調査によりまして、周辺にも落石のおそれがある岩塊が点在することが判明したことから、直接岩塊に対して対策を行う発生源対策へと計画を変更することといたしました。

その対策の内容といたしましては、せり出した岩塊をワイヤロープにより抑え込むロープ掛工、それから周辺にある岩塊が落石した際に飛びはねを防止する覆式ロックネット工、そのほか仮設道路や樹木の伐採等を併せた対策工事を計画しておりまして、当初予算の不足額について補正予算として計上させていただきました。

次に、周辺の落石状況や落石シミュレーションの調査結果でございますが、調査地周辺の岩壁はマグマが冷却して生成されたひん岩が分布しており、表面付近はクラックが目立ち、小ブロック化していることから、風化等により浸食されやすい状況と推察されました。岩壁の下には30センチから50センチの落石が確認され、恒常的に剝離型の落石が発生していることも推察されております。

このことから、この岩壁の下に散在する最大の岩を落石シミュレーションを用いて解析を行った結果、鉄道にも影響を及ぼすものだけではなく、国道まで達するという判定結果が出たところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 予算書14ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費文化財保護一般経費、神楽用備品整備補助金のご質問にお答えいたします。

神楽用備品整備補助金につきましては、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用して行うものでございます。一般コミュニティ助成事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、地域文化への支援などに対して助成されるものでございます。

今回、補助金の交付先につきましては上五明区で、備品の内容につきましては、上五明区の神楽保存会や長持会で長年使用され老朽化している獅子頭の修繕や、はっぴなどの備品を整備するものでございます。助成率につきましては100%でございます。

13番（塩野入君） 最初の給付金事業について、予定した件数とそれから実績の件数の差ですね、どれくらい、それをお聞かせください。

それから、これは国庫補助金を受けて、今回一般財源で返還すると、こういうことであるので、基本的には収入面では財政調整基金の繰入金というふうに解釈していいのかなど、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それから、落石の関係ですが、工期はどのくらいの期間になるのか。それと、比丘尼石とい

うのは文化財指定にはなっていませんけれども、村上義清の奥方が石になったというような伝説もあって、歴史的ロマンのある地籍でもあるので、そうした配慮もされたいが、その辺はどうなんでしょうか。お聞きをいたしたいと思います。

それから、教育費のほうでは、これは申請が市町村となるということで、言わば町はトンネル的な役割のようではありますが、この神楽保存会から多分、区が行くのかな、町へ行って、どう行って、申請がどう返ってくるのか。その流れをお聞きしたいと思います。

それと、これはいつ頃申請して、交付決定までどのくらいの期間がかかったのかも併せてお聞きしたいと思います。以上です。

総務係長（瀬下君） 住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の再質問にお答えいたします。

まず、予定しておりました件数と実績との差でございますけれども、国庫補助金の概算交付時、こちらに予定しておりました件数につきましては、住民税非課税世帯、それから家計急変世帯、こちらを合わせまして1,072世帯分、こちらを国から交付されたところでございすけれども、令和3年度末、こちらの時点の交付世帯につきましては972世帯となっております。概算払い時、こちらの交付予定数との差といたしましては、100件となっております。

それから、今回の国庫補助金を受けまして一般財源で返還となっておりますけれども、収入面で財政調整基金、こちらの繰入金と見てよいかということなんですけれども、昨年度予算の中で受け入れました国庫補助金、こちらのうちの実際の歳出金額との差額につきましては、予算全体の決算剰余金、こちらに含まれる形で今年度、令和4年度に繰り越される形となっております。

ただ、今回の補正予算の編成上におきましては、返還期限との兼ね合い等もございまして、財政調整基金から繰り入れた形となっております。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。落石対策工事の工期につきましては、8月から3月までの8か月間を予定しております。

次に、比丘尼石についてであります。今回、工事を施工する地籍が比丘尼石という字名でございまして、ご質問にありました比丘尼石とは距離も若干ございまして、工事における影響はないものと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。助成金が受けられるまでの流れということでございますが、一般コミュニティ助成事業の申請につきましては、申請者は市町村または広域連合、一部事務組合などとなっております。また、事業の実施主体、実際に事業を行う団体につきましては、市町村または市町村が認めるコミュニティ組織となっております。

このため、コミュニティ活動に必要な整備事業などを実施する区から町へ事業内容などの報告をいただき、町が申請者となり県を通じて一般財団法人自治総合センターへ助成事業の申請

を行います。申請を行った後、コミュニティ助成事業が採択された段階で、一旦町において助成金を受け入れ、町から区へ補助金として交付する仕組みとなっております。

今回の上五明区につきましては、昨年、上五明区から町へ一般コミュニティ助成事業の要望があり、昨年の9月に町から県を通じて一般財団法人自治総合センターへ事業の申請を行い、今年3月末に事業が採択されました。交付決定までの期間といたしますと、おおむね6か月ほどとなっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第1「葛尾組合議会議員の改選について」

議長（小宮山君） お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

葛尾組合議会議員に、玉川清史君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した玉川清史君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、玉川清史君が葛尾組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎追加日程第2「特別委員の選任について」

議長（小宮山君） 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名いたしたいと思います。

広報発行対策特別委員会委員に大日向進也君を、議会改革等特別委員会委員に山城峻一君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に栗田 隆君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員に大日向進也君を、議会改革等特別委員会委員に山城峻一君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に栗田 隆君を選任することに決定いたしました。

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和4年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日に開会されました本定例会は、本日までの15日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました町体育館及び町温泉施設に係る工事請負契約の締結、一般会計補正予算と、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、5月20日の臨時会でお認めをいただきました南条産業団地につきましては、区画1は株式会社アルプスツール様、区画2は株式会社青木固研究所様と同日付で土地売買契約を締結いたしました。

株式会社青木固研究所様につきましては、5月31日付で所有権移転登記が完了し、株式会社アルプスツール様につきましても、近日中に所有権移転登記が完了する見込みとなっております。

平成30年1月から実施してまいりました本事業も、無事新たな事業用地としてご活用いただけることになりました。地権者の皆様をはじめ、関係の皆様にご改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、4回目の追加接種の実施に向け準備を進めております。4回目接種の対象となるのは、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方とされており、ワクチンの供給量の大半が武田/モデルナ社製となる予

定とされていることから、60歳以上の方につきましては、希望するワクチンの意向調査を、また、18歳以上60歳未満の方につきましては基礎疾患の有無についての調査を、いずれも今月20日を期限として実施しております。通知が届いた皆様におかれましては、期限までに調査のはがきをご返送いただきますようお願いいたします。

なお、接種はこれまでと同様に、町内医療機関及び鹿教湯病院さんにご協力をいただく中で、会場を文化センター大会議室に変更して集団での実施とし、日程につきましては、7月14日から開始し、7月に8日間、8月のお盆前に8日間、お盆の後に4日間の計20日間を当面の実施予定としております。

4回目の追加接種は、主に新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とされておりますので、特に重症化リスクの高い方におかれましては、接種についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会でお認めいただきました補正予算で、新型コロナウイルスや物価高騰に対応するための町独自の取組として、いくつかの支援策や補助制度について予算化をいたしました。各事業の準備を進め、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

また、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましても、町が主体となるひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯等につきまして、7月末頃の給付を目途に事務手続等を進めてまいります。

また、先月28日に始まりました「第17回ばら祭り」が6月12日をもちまして幕を閉じました。今年は3年ぶりの開催で、新型コロナウイルス感染対策を講じた上での実施となりましたが、開会当初から見頃となってきたことも重なり、初日から大勢の皆様にご来園いただきました。

特に6月4日、5日は園内のバラが満開となったこともあり、両日ともに千曲川河川事務所のご協力をいただき拡張した駐車場もほぼ満杯となり、大変なにぎわいを見せました。今回は春先の剪定において来園者の目線を意識した工夫をしていただいたことで、多くの皆様から「例年に比べて見応えがある。」「豪華さが増し迫力がある。」といった評価をいただきました。

開催期間の後半は梅雨入りと重なり雨天の日もありましたが、ばら祭り期間中、約3万人のお客様にバラ公園にお越しいただきました。実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精を込めて管理していただいた「薔薇人の会」、祭り期間中ご協力いただいた出店者の皆様のおかげと深く感謝を申し上げるところであります。

また、鉄の展示館では、今月11日から8月28日まで、特別展「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しております。特別展では、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、コンクールの受賞作品を一般に公開するほ

か、宮入小左衛門行平刀匠から大関の御嶽海関へ贈呈されたお守り刀も展示しておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、今年度新たに取り組む空き家対策住民啓発事業としまして、6月25日と7月23日に空き家対策セミナーを役場講堂にて開催いたします。セミナーでは「空家を放置するリスク」や「空家の活用、売買について」などをテーマに、司法書士や宅地建物取引士が講師となり、わかりやすく講演いただきます。聴講には事前申込みが必要となりますが、ぜひこの機会にご聴講いただければと思っております。

また、7月2日には、南条小学校音楽堂におきまして、「第44回納涼音楽会」の開催を予定しております。昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、出演団体のみの入場とし、2部構成で入替えを行う中で開催させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、納涼音楽会の様子は、上田ケーブルビジョン様のご協力をいただき、後日放映をいただく予定となっておりますので、ご視聴くださいますようお願い申し上げます。

続いて、梅雨の時期と台風シーズンを迎えるにあたり、全区長さんを対象とした防災説明会を7月15日に開催いたします。ハザードマップの見方や、避難情報のポイント、避難行動フローなどについてご説明をさせていただき、防災意識の向上と命を守る行動の周知徹底を図るとともに、各区のご意見をお聞きし、自主防災活動の支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、夏の風物詩、町民まつり坂城どんどんにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一昨年、昨年と開催を見送ってまいりました。今年度につきましては、明後日、17日に開催する町民まつり実行委員会において開催の可否を決定してまいりますが、感染拡大防止に係る国や県の方針等を踏まえる中で、安心・安全な方法について関係の皆さんのご意見をお聞きし適切に決定してまいりたいと考えております。

次に、昨年までに66回開催をしてまいりました成人式につきましては、今年4月1日の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、名称を「二十歳のつどい」に変更し、引き続き20歳の方を対象として、8月15日に式典を計画しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、式典と写真撮影のみとさせていただきますが、昨年好評をいただきましたメッセージ集の作成を今年も計画しております。議員の皆様にもお祝いのメッセージをお寄せいただきたいと思います。と思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、8月20日には、第4回目となる「坂城びんぐしの里薪能」が5年ぶりに開催されます。今回も町の特命大使、能楽師重要無形文化財総合指定保持者の松木千俊師、狂言師の野村萬斎師をお招きし、びんぐしの里公園野外ステージを舞台に日本屈指の演者の仕舞が披露され

ます。町の文化・芸術の振興、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと思います。

また、この夏は二つの選挙が行われます。第26回参議院議員通常選挙が6月22日公示、7月10日投開票、長野県知事選挙につきましては7月21日告示、8月7日投開票の予定となっております。いずれの選挙も公示日及び告示日の翌日から役場1階で期日前投票が可能ですので、町民の皆様には棄権することなく投票をお願いいたします。

今後の主な行事等につきましていくつか申し上げましたが、その他の行事、イベントにつきましても、感染症対策を徹底する中で、可能なものから積極的に開催していきたいと考えております。

さて、デジタル化推進の鍵となるマイナンバーカードの普及に向けて、6月30日から、マイナポイント第2弾として、マイナンバーカードの健康保険証利用申請者に対する申込み及び公金受取口座登録者に対するポイント申込みが開始されます。

マイナンバーカードの取得申請やポイントの付与につきましては、それぞれ個人でお手続いただけるほか、カードの申込みにつきましては住民環境課で、マイナポイントの申込みにつきましては企画政策課で支援を行っております。マイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会にカードを取得いただきますようお願い申し上げます。

さて、これから暑さが増してまいります。昨年が続いて、熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすこととなります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息とウクライナ侵攻の平和的解決を望むとともに、経済の回復、安定を願うところであります。

今議会の直前に中島新一議員が急逝されました。いまだ信じられない思いも残るところではありますが、改めて氏のご冥福をお祈りいたしますとともに、議員各位におかれましても、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて令和4年第2回坂城町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 大森 茂彦

坂城町議会議員 山城 峻一

坂城町議会議員 柵津 明子

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員